

## 萩市職員の建築士免許取得助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、建築行政に関する専門的な知識及び技術の向上を図るため、自発的に資格取得を目指す職員を支援し、また、本市の業務を継続する上で必要な資格取得者を確保することを目的として、その資格取得に要する費用の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一級建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に定める者をいう。
- (2) 二級建築士 建築士法第2条第3項に定める者をいう。
- (3) 資格講座 一級建築士又は二級建築士の資格取得に関する講座等をいう。

### (助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象となる職員（以下「助成対象者」という。）は、申請日において、本市の建築行政に関わる常勤職員（50歳以上の常勤職員、再任用職員及び任期の定めがある職員を除く。）であって、この要綱の施行の日以後に一級建築士又は二級建築士の免許の登録をした職員とする。

### (助成対象経費及び助成金の額)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、免許登録のために要した費用であって、次に掲げるもののうち、助成対象者が本市に採用された日以後に自ら負担したものとする。

- (1) 資格講座の受講料（教材費を含む。）
- (2) 資格取得に関する受験手数料及び免許の登録に要した費用（免許登録申請手数料・登録免許税）

2 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前項第1号に掲げる費用 当該費用の3分の2の額又は800,000円（二級建築士の場合は550,000円）のいずれか低い額
- (2) 前項第2号に掲げる費用 当該費用の全額

3 前2項に規定する助成金は、前条各号に掲げる資格取得について、同一の対象職員に対し、それぞれ1回に限り交付することができるものとする。

### (交付申請)

第5条 前条による助成金の交付を受けようとする対象職員は、萩市職員の建築士免許取得助成金申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、資格を取得した日から1年以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 講座等の内容及び受講料が分かる資料
- (2) 受講料を支払ったことを証する書類又はその写し
- (3) 資格取得を証する書類（免許証明書等）の写し
- (4) 受験又は登録に係る手数料を支払ったことを証する書類又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは予算の範囲内において助成金の額を確定して交付を決定し、適当でない

と認めたときは助成金の不交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、萩市職員の建築士免許取得助成金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により助成金の不交付を決定したときは、萩市職員の建築士免許取得助成金交付対象外決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第8条 前条第1項の規定による決定通知書の通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、萩市職員の建築士免許取得助成金交付請求書（別記第4号様式。以下「請求書」という。）を、速やかに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、請求日から30日以内に当該助成決定者に当該請求額を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 当該助成金の交付を受けた日の属する年度の末日から10年以内に職員の身分を失ったとき（死亡、疾病その他市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

(3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付をすることが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付の取消しを行った場合は、萩市職員の建築士免許取得助成金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により、当該助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、助成決定者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

2 前項の規定による助成金の返還請求は、萩市職員の建築士免許取得助成金返還請求書（別記第6号様式）により行うものとする。

(検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、助成決定者に対し質問をし、報告を求め、若しくは必要な指示をし、又は関係書類について検査をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。